

ごかのお知らせ (No.528)

おしらせ

屋外広告物の表示には許可が必要です

(都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「屋外広告物」があります。屋外広告物を表示するときには、原則として許可が必要です。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物、その他の工作物などに掲示されたものなどをいいます。

○規制について

屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の観点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

・自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

禁止地域（道路の敷地境界から一定の範囲の区域、信号の付近など）や、禁止物件（街路樹、道路標識など）には原則として表示できません。

※ただし、自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する『自家広告物』については、一定の要件を満たすことで、禁止地域においても表示することができません。

要件等の詳細については、都市建設課までお問い合わせください。

○許可期間について

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課 都市計画G
☎(84) 33347 (直通)

10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まります

(健康福祉課)

10月1日から認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳～5歳のお子さんと、市町村民税非課税世帯に属する0歳～2歳のお子さんの利用料の無償化が始まります。対象施設及び対象者等は下表のとおりです。

なお、認定こども園（教育）・幼稚園・認可外保育施設等を利用している方は、事前に施設等利用給付認定申請が必要となる場合もあります。

表②・③に該当する方で預かり保育を利用する方、表④に該当する方は、必要書類を健康福祉課まで提出してください。

※必要書類には「保育の必要性を証明する書類」が含まれません。勤務先等から証明してもらう書類のため、取得までに時間を要する場合があります。

○提出場所

健康福祉課⑥番窓口

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84) 0006 (直通)

	①認定こども園(保育)・保育所等	②認定こども園(教育)・新制度幼稚園等		③従来型の幼稚園等		④認可外保育施設等
		利用料	預かり保育	利用料	預かり保育	
3～5歳児クラス※2	対象	対象	対象※1 (上限11,300円/月)	対象 (上限25,700円/月)	対象※1 (上限11,300円/月)	対象※1 (上限37,000円/月)
市町村民税非課税世帯の0～2歳児クラス	対象					対象※1 (上限42,000円/月)
施設等利用給付認定申請の要否		不要	必要 (事前申請)			

※1. 月64時間以上の就労等がある方のみ該当。

※2. ①・④を利用している方は、お子さんが3歳を迎えた次の4月1日から対象。